

平成30年2月12日 15:00 現在

関 係 各 位

四国地方整備局
土佐国道事務所

管 理 第 一 課 にしもと まさひこ 西 本 雅 彦

TEL 088-885-4827

FAX 088-885-1496

道 路 情 報 に つ い て (第 6 報)

土佐国道事務所の管理する高知県内の
通行規制についてお知らせします。

記

■ 下記の区間のチェーン規制は 解 除 となりました。

対象路線 : 一般国道33号

対象区間 : 高知県高岡郡越知町野老山～高知県吾川郡仁淀川町橘(愛媛県境)

延長 L=21.2km

規制解除 : 平成30年2月12日 15時00分

■ 下記区間では**チェーン、冬用タイヤ**のいずれかが必要です。

対象路線 : 一般国道33号

対象区間 : 高知県吾川郡仁淀川町引地～高知県吾川郡仁淀川町橘(愛媛県境)

延長 L=13.8km

開始時間 : 平成30年2月12日 15時00分 ～

解除予定 : 未定